

平成22年9月25日

各 位

株式会社アオキスーパー
代表取締役社長 宇佐美俊之

土地区画整理組合の保留地売買に関わる贈賄事件について

このたび、土地区画整理組合の保留地売買に関わる贈賄事件について、お騒がせをいたしご迷惑ご心配をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

弊社元役員筒井輝雄が、土地区画整理法違反(贈賄)の容疑により、愛知県警に平成22年7月24日逮捕され、平成22年8月13日起訴されました。

弊社は、その後の捜査に全面的に協力させていただきました。また、弊社と直接関係のない行為とはいえ、今回、同元役員が起訴されたことは、信じておりませんでした。大変に遺憾であります。

また、平成22年9月22日名古屋地裁で初公判がありました。現在裁判中でありますので、詳細についてのコメントは差し控えさせていただきますが、今回の事件のあらましを、下記のとおりご報告申し上げます。

記

① 土地区画整理組合の保留地売買について

弊社の関係会社であります、アオキ商事株式会社(以下、関係会社と言います。)と日進竹の山南部特定土地区画整理組合(以下、整理組合と言います。)との土地売買契約(以下、売買契約と言います。)に関する取引において、過去の土地取引の経験から、関係会社は弊社元役員筒井輝雄(以下、元役員と言います。)に、今回の整理組合との売買契約に関する取引の一切を委任いたしました。当該売買契約の取引に当たり仲介手数料が必要であるとのことで、元役員の指示により、関係会社は、仲介手数料として3,465万円を緑土地に振込、支払をいたしました。

② 贈賄について

元役員と整理組合の元理事長及び元理事は、通謀しておりました。そういう関係の中で、上記①の仲介手数料は、必要がないのに必要であるかの如く、元役員の指示に従い関係会社は仲介手数料として支払をいたしました。また、この中の一部が賄賂として支出されたものとされております。

③ 元役員について

元役員からの辞任届けを受け、平成22年8月12日付けにてすでに退任となっております。また、元役員は、上記①の仲介手数料3,465万円の中から1,365万円を、そして家電量販店から5,250万円を、計6,615万円を還流させ着服、私的な利益を得ていたこととされております。

④ 損害賠償請求について

弊社と関係会社とは、今回の事件における損害賠償等を、元役員に請求いたしております。

⑤ 事件の反省と今後の対応について

平成 22 年 9 月 22 日に初公判があり、今回の事件における元役員の動機は、私的な利益を得るために行ったことが明らかになり、また、通謀していました 3 名しか分からなかったことから、今回の事件の反省として、役員・社員の行動や取引に当たっての社内における情報の共有化と行動管理の強化をはかってまいります。

お客様及び株主の皆様をはじめ関係者の方々に多大なご迷惑ご心配をおかけしましたこと、重ねて深くお詫び申し上げます。

今後、事業発展に向け邁進する所存でございますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以 上